

## 知的財産保護官民合同訪中代表団（実務レベル、上海・江蘇）結果概要

2019年7月

### 1. 経緯

近年中国においては、知財保護関連の法制度が概ね整備されたと言えます。こうした中、国際知的財産保護フォーラム（IIPPF・事務局ジェトロ）では、2019年度より法改正を目的とした建議ではなく、効果的な模倣品・海賊版対策の実現を目指し、現地政府との間で先進的な取り組みに関し意見交換等を行うことを目的に知的財産保護官民合同訪中代表団（実務レベル）を派遣することとしました。これに伴い、IIPPF中国プロジェクトチームにおける、担当グループの名称も「建議グループ」から「交流グループ」へ変更となりました。

今回は、7月22日（月）から25日（木）にかけ、知的財産保護官民合同訪中代表団（実務レベル）を上海市及び江蘇省へ派遣し、下記3.の4機関を訪問しました。

### 2. 実施期間

2019年7月22日（月）～25日（木）

### 3. 訪問先機関

上海市市場监督管理局、上海市版權局、江蘇省市場监督管理局・知識産権局、江蘇省高級人民法院

### 4. 訪問団メンバー

- (1) メンバー：産業界（IIPPF、中国IPG）および日本政府（経済産業省、外務省、在上海日本国総領事館）の総勢18名
- (2) 事務局：独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）

### 5. 意見交換テーマ

- (1) 上海市市場监督管理局
  - ・知財保護体制等の概要
  - ・上海市における法執行について
  - ・外商投資企業の法執行の強化
- (2) 上海市版權局
  - ・上海市版權局における2018年の行政法執行状況
  - ・上海市における著作権に基づく法執行
  - ・応用美術著作物にかかる著作権法に基づく保護
  - ・著作権の法執行部隊が総合法執行部隊に統合される可能性

(3) 江蘇省市場監督管理局・知識産権局

- ・知財保護体制等の概要
- ・江蘇省における法執行について
- ・外商投資企業の法執行の強化

(4) 江蘇省高級人民法院

- ・技術専門家会議の導入の経緯や、仕組み、従前の取組に対する優位性と課題
- ・「専門家補助人」として審理に参加する「技術専門家庫」について
- ・最高人民法院「技術調査官の知的財産権事件訴訟活動参加に関する若干規定」に基づき、技術調査官が裁判官の指示に従い技術専門家会議に参加することの有無
- ・日本企業を含む海外企業が技術専門家会議を利用する上での留意事項

以上